

【リフォーム系の瑕疵保険 共通】 新耐震基準等の充足が確認できる書類 一覧表

リフォームかし保険、大規模修繕かし保険、延長保証保険の利用にあたっては、住宅が新耐震基準等を充足していることが確認できる書類の提出が必要となる場合があります。新耐震以降に建築確認を受けたことが確認できる書類が提出できない場合には、保険に加入する時点で住宅・住棟が現行の耐震基準を充足していることが確認ができる書類の提出が必要となりますので、ご注意ください。

リフォームかし保険	下記以外の保険契約	構造耐力性能を保険の対象とする場合（耐震改修工事や住宅の構造耐力性能に関わる工事を行う場合）に限り、新耐震基準等の充足を確認できる書類の提出が必要
	防水コース以外のリフォームワイド	新耐震基準等の充足を確認できる書類の提出が 必須
大規模修繕かし保険	共通	構造耐力性能を保険の対象とする場合（耐震改修工事や住棟の構造耐力性能に関わる工事を行う場合）に限り、新耐震基準等の充足を確認できる書類の提出が必要
延長保証保険	共通	新耐震基準等の充足を確認できる書類の提出が 必須

A. 申込時点で住宅(住棟)が新耐震基準等を充足することが確認できる書類

次の書類で確認することを原則とします。

登記事項証明書	表題部の新築年月日が1983年4月以降の日付で記載されている登記簿謄本や登記事項証明書が該当します。なお、書類の取得時期は問いません。
確認済証等の建築確認関連書類	確認済証の交付年月日が1981年6月以降の日付で記載されている確認済証や検査済証、建築確認台帳証明書のほか、届出が1981年6月以降の日付でされている工事届出書も該当します。
新築瑕疵保険の保険証券等	要件は問いません。また、保険証券と保険付保証明書のいずれの書類でも構いません。
既存住宅売買瑕疵保険の保険証券等	要件は問いません。また、保険証券と保険付保証明書のいずれの書類でも構いません。
新築住宅向けの建設住宅性能評価書	要件は問いません。
既存住宅向けの建設住宅性能評価書	耐震等級の評価が1以上のものが該当します。
耐震基準への適合性が確認できる書類	構造計算書や壁量計算書、耐震診断書等の書類で、作成した建築士の記名押印等がされたものが該当します。また、対象とする耐震基準は現行のものに限りです。
耐震基準への適合性が確認できる税の証明書類	耐震基準適合証明書、固定資産税額証明書、住宅耐震改修証明書および増改築工事等証明書が該当しますが、増改築工事等証明書は耐震改修の証明を目的としたものに限りです。また、対象とする耐震基準は現行のものに限りです。
設計審査・現場審査に関する通知書	新築住宅の取得時にあたり、住宅金融公庫の審査を受け、1981年6月以降に発行されたものが該当します。

B. 工事完了後に住宅(住棟)が新耐震基準等を充足することが確認できる書類

耐震改修工事や住宅(住棟)の構造耐力性能に著しい影響を与える改修を行う場合は、次の書類で確認することを原則とします。著しい影響を与える工事には、屋根や天井、外壁、内壁に該当する部分の新設や撤去、交換を行う工事が該当します。なお、確認申請が必要な工事を行う場合は、確認済証を提出します。

確認済証	保険の対象とするリフォーム工事や大規模修繕工事に関するものを提出します。
耐震基準への適合性が確認できる書類	工事完了後に耐震基準に適合することが確認できる構造計算書や耐震診断書等の書類で、作成した建築士の記名押印等がされたものが該当します。また、対象とする耐震基準は現行のものに限りです。